

## 大分市域内過疎対策事業基本要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、過疎化の防止及び定住化の促進を図ることにより、地域の活性化及び住民福祉の向上に資することを目的とする大分市域内過疎対策事業（以下「事業」という。）の実施について、基本的な事項を定めるものとする。

### (対象地域)

第2条 事業の対象地域は、次のとおりとする。

- (1) 旧大分市（佐賀関町及び野津原町の編入の日（以下「編入日」という。）前の大分市の区域をいう。）の地域のうち、次に掲げる地域  
神崎小学校、竹中小学校及び上戸次小学校の通学区域並びに百木、板山小岳、住床、立小野、辻、杉原、奥、萩尾、下志津留、上志津留、月形、吉野原、宮尾、福良、東上野東部、東上野西部、木田南部及び細八丸の各自治区
- (2) 佐賀関地域（編入日前の佐賀関町の区域をいう。以下同じ。）
- (3) 野津原地域（編入日前の野津原町の区域をいう。以下同じ。）

### (事業)

第3条 前条の対象地域において実施する事業は、次の各号に定める事業（佐賀関地域及び野津原地域においては、第2号に定める事業を除く。）とし、その内容は、市長が別に定める。

- (1) へき地保育所の通園補完事業
- (2) 市道改良の優先的実施
- (3) 防犯灯設置費及び維持費に対する補助金の引上げ
- (4) 校区公民館、自治公民館等建設費等補助金の引上げ
- (5) 子供広場設置補助金の引上げ
- (6) おおいた地域伝統文化応援事業補助金の引上げ
- (7) 生活交通路線運行維持事業補助金の交付
- (8) ごみステーション設置等補助金の引き上げ

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大分市定住促進住宅資金融資要綱（平成5年4月1日施行）

(2) 大分市寄宿促進住宅費等補助金交付要綱（平成5年4月1日施行）

3 この要綱の施行の日前に大分市定住促進住宅資金融資要綱の規定により受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年7月4日から施行し、改正後の大分市域内過疎対策事業基本要綱第2条及び第3条の規定は、平成17年度以降の事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。